#### 主 文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 事 実

### 当事者の求めた裁判

# 請求の趣旨

被告は、別紙請求債権目録1ないし16記載の各原告らに対し、各原告らに対 応する右目録の「総請求金額」欄記載の各金員及びこれらに対する昭和五八年-月三日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

- 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言。
- 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨。

### 第二 当事者の主張

#### 請求原因

- 被告は、自動車運転資格者の養成等を業とする株式会社であり、原告らは、い ずれも被告の従業員であり、かつ総評全国一般労組京都地本京都自動車教習所労働 組合(以下、組合という。)ニュードライバー分会の組合員である。 2 被告と組合との間で、給与等に関し次のような協定がなされた。 (一) 昭和五六年度年末賞与協定

- (1) 協定成立日
- 日 昭和五六年ーー月二四日 昭和五六年五月二一日から同年ーー月二〇日まで (2) 算定期間
- 昭和五六年一一月二〇日現在の在籍・給与 (3) 算定基準
- 支給項目、支給額 別紙賞与目録(一)のとおり (4)
- 受給資格 支給日当日在籍者 (5)
- 支給日 昭和五六年一二月五日 (6)
- (<u>\_</u>) (<u>1</u>) 昭和五七年度賃金協定
- 協定成立日 昭和五七年四月一四日
- (2) 乗務手当 現行乗務手当支給基準を別紙乗務手当支給基準目録(一)のと おり改正する。
  - 実施 昭和五七年四月分から (3)
  - (三) 昭和五七年度夏季賞与協定
  - (1) 協定成立日
  - 及る子員 ファック 3 昭和五七年六月二六日 昭和五六年一一月二一日から昭和五七年五月二〇日まで 昭和五七年五月二〇日現在の在籍・給与 算定期間 (2)
  - 算定基準 (3)
- 支給項目、支給額別紙賞与目録(二)のとおり (4)
- 支給日当日在籍者 (5) 受給資格
- 支給日 昭和五七年七月一〇日 (6)
- (四) 昭和五七年度年末賞与協定
- (1)
- 協定成立日 昭和五七年一一月二二日 算定期間 昭和五七年五月二一日から同年一一月二〇日まで 算定基準 昭和五七年一一月二〇日現在の在籍・給与 (2)
- (3)
- 支給項目、支給額 別紙賞与目録(三)のとおり (4)
- 支給日当日在籍者 (5) 受給資格
- 昭和五七年一二月四日 支給日 (6)
- 昭和五八年度給与等に関する協定 (五)
- 協定成立日 昭和五八年三月一九日 (1)
- 乗務手当 乗務手当の支給額を引上げ、別紙乗務手当支給基準目録(二) (2) のとおり改正する
- (3) 実施 昭和五八年三月分から
- 昭和五七年一一月二一日から昭和五八年五月二〇日まで (4) 算定期間
- 昭和五八年五月二〇日現在の在籍・給与 (5) 算定基準
- 支給項目、支給額 別紙賞与目録(四)のとおり (6)
- 受給資格 支給日当日在籍者 (7)
- (8) 支給日 昭和五八年七月九日

- ((2)、(3)は乗務手当関係、(4)ないし(8)は夏季賞与関係)
- (六) 昭和五八年度夏季賞与追加金協定
- (1) 協定成立日 昭和五八年七月六日
- (2) 支給額 (五)記載の協定に基づき支給される各人の同年度夏季賞与額 (但し役職手当、年功手当を除く)の三割と五万円の合計額
- (3) 受給資格 支給日当日在籍者
- (4) 支給日 昭和五八年七月九日
- 3 右各協定中の乗務手当の額は次のように計算される。
- (1) 支払われる乗務手当=乗務手当+乗務手当割増
- (2) 乗務手当割増=乗務手当÷労働タイム×0・25×残業タイム
- (3) 労働タイム=所定労働時間+残業時間
- 4 昭和五六年六月分(五月二一日から六月二〇日まで)から昭和五八年九月分(八月二一日から九月二〇日まで)までの原告らの「所定日数」(就業規則四一条にいう休日を差し引いた全教習日数)、「出勤日数」、「欠勤日数」(所定日数のうち有給休暇、特別休暇以外で欠勤した日数)、「有給日数」、「特休日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「特殊日数」、「大数日数」、「特殊日数」、「大数日数」、「特殊日数」、「大数日数日数日数の高台、の各該当欄記載のとおりであるところ、被告は、同目録1ないし10記載の原告らについては昭和五六年度以降の賃金引上げ、賞与支給に際し、各人がそれぞれ取得した年次有給休暇日を乗務手当及び勤務手当算定の基礎となる乗務時限及び出勤日数に含めない取日を表示の結果、原告らに対し、別紙請求債権目録1ないし16記載の「支払われた乗務手当」欄及び「支払われた勤務手当」欄記載の各金員を支給したのみである。
- 5 しかしながら、乗務手当、勤務手当支給にあたり、年次有給休暇を不就労又は 欠勤扱いとする被告の取扱いは次のとおり違法無効である。

労働基準法(以下、労基法と略称する。) 三九条は年次有給休暇の権利を保障する。当該権利は憲法二五条及び二七条二項の規定により労働者に保障された権利を具体化し、労働者に人たるに値する生活を維持させるため、一定時間の就労からの解放とその間の賃金相当額の支払を不可分一体の権利として保障するものであり、単に労働者の労働からの解放にとどまらず、賃金の支払を義務づけることにより、賃金収入を生活の唯一の手段とする労働者に実質的な休息を与えようとするものであり、使用者は労働者から年次有給休暇の請求があつた場合には休暇手当の支給を含む右休暇を与える作為義務を負うと同時に、それを保障するため時季変更権を行する以外のいかなる場合も労働者の年休行使を受容しこれを妨げてはならない不作為の義務を負う。

ところで、被告の4項記載の取扱いは原告らが年次有給休暇を取つた場合、2、3項記載の乗務手当、勤務手当の計算方法から明らかなとおり、それ自体あるいは他の欠勤、不就労と合わさつて右各手当額の減少をもたらすことになり、かかる被告の年次有給休暇取得に対する不利益扱いは結果的に労働者に賃金あるいは一時金を得るために年次有給休暇の権利を行使しないことを強いることになり、労働者に安んじて休暇を取得させようとする労基法三九条の趣旨を没却するとともに年次有給休暇取得者を不当に差別するものである。したがつて、被告の右不利益扱いは憲法一四条、二五条、二七条、労基法三九条に違反し、民法九〇条の公序良俗に反するものとして無効と解すべきである。

6 したがつて、年次有給休暇によって休んだ日については出勤日として扱い、賞与算定期間内の出勤日数に加えて勤務手当を算出し、かつ、原告らの各月の一日当りの平均乗務時限から必要的残業時間分一時限を引き、少数点以下を切り捨てた時限をもつて年次有給休暇日を出勤日とした場合の一日の乗務時限とし、右乗務時限に各月の年次有給休暇日数を乗じたものを加算した乗務時限により乗務手当が算定されるべきである。そうすると、原告らが前記各協定に基づき支払われるべき乗務手当及び勤務手当はそれぞれ別紙請求債権目録1ないし16記載の各原告らに対応する当該各欄記載のとおりとなる。

7 よつて、原告らは被告に対し、それぞれ支払われるべき乗務手当及び勤務手当の合計額から支払われた乗務手当及び勤務手当を差引いた金員(別紙請求債権目録1ないし16記載の「総請求金額」欄に記載の各金員)及びこれに対する訴状送達の翌日(昭和五八年一一月三日)から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否及び被告の主張

- 請求原因1ないし4の事実はすべて認める。
- 同5、6は争う。

被告の右取扱いは次のとおり法に従つたもので、何ら違法無効ではない。

労基法三九条四項は年次有給休暇の場合に支給すべき賃金について規定するが、 被告においては右規定但書の健康保険法に定める標準報酬日額に相当する金額(以 下、健保日額という。)を労使間協定に基づき支給している。憲法には年次有給休 暇の定めはなく、労基法によれば「就労せず休暇を取つても、労基法三九条に定め る手当が支給される休暇」が年次有給休暇と解されるのであり、法は右条項に定める手当につき、それ以外の手当を支給することやその計算において特殊な計算をす ることまでは要求していない。被告は年次有給休暇につき労基法に定める基準どお りの手当を支払つているものであり、何ら非難されるいわれはない。本件乗務手 当、勤務手当に関しこれを敷衍すれば、乗務手当は、幾多の企業で実施されている 歩合給、出来高給、奨励金、時間外手当等と同様就労状況に応じて変化する変動給 であるが、この計算に際し、実際勤務していない時間についてまで勤務したものとみなしてその時間や出来高を算出しそれに基づいて手当額を計算することは全く行われていないし、これを行うべき法理もなく、また、賞与は月々の賃金と異り、恩恵的報賞性、利益配分性を含む種々の性格を有し、この結果として収益に対する寄 与分による計算をなすことも当然許され、賞与の一部である勤務手当算定にあたり 収益の寄与分を計算する最も判りやすいメルクマールの一つである実労働日数を用 いることに何ら問題はない。更に乗務手当については原告ら主張の方法による支給は当該年次有給休暇に関しては乗務手当の二重取りになる。すなわち被告の月々の賃金支給項目は別紙別表記載のとおり基本給他八項目あるところ、健保日額の算定に当つては同表「有給手当基礎」欄記載のとおり乗務手当も含む全項目を対象としてその日額が賃出されているが てその日額が算出されているが、他方年次有給休暇を一日取得した場合に控除され る金額は賃金規程により同表の賃金支給項目中基本給、路上手当、通勤手当、家族 手当を加算した額を二四・五で除した額になる。そして一日の有給休暇につき健保 日額相当分の手当が支給されるのであるから、右手当については既に乗務手当は折 込み済みと解されるのである。

被告の主張に対する原告らの反論

性格についての被告主張も、賞与は労働者が毎年定期的に支給されるものと暗黙の うちに決めているものであり、月々の賃金が労働の対価として公正な賃金を実現し ていないので、その不足分や未払分を追加賃金として賞与の名目で支給するもので あるという賞与の賃金後払的な性格を看過している。

被告が有給休暇手当として労基法三九条四項所定の健保日額を支給しているこ とは認めるが、被告の右取扱いは同法一一九条の刑事責任を生じない、すなわち公 法上同法違反にならないというだけであり、私法上は違法ないし無効である。

本件で原告らは請求原因2記載の各協定に基づく乗務手当を請求しているもの であり、それは有給休暇手当がどのように算定されるかという問題とは別個の問題 である。仮に有給手当の中に乗務手当分が算入されているとしてもその額がいくら であるのかということは原告らにおいてわかりようもなく、訴訟法的にみても右乗 務手当分が差引計算されるべきだというのであればその具体的な金額は被告におい て主張立証すべき事項である。

四 抗弁

請求原因2記載の各協定につき、被告と組合との間では、勤務手当は実出勤日数 により、乗務手当は実乗務時間数により計算する旨の合意がなされていた。 なおこの抗弁に対する原告らの自白の撤回には異議がある。

抗弁に対する認否

抗弁事実は否認する。 なお第二回口頭弁論期日陳述にかかる原告第二準備書面第一の二項の主張は被告 が抗弁を主張する以前になされたものであり、抗弁に対する自白とはならない。仮 に自白の成立があつたとしてもそれは原告ら代理人らが原告らの説明を誤解してな

したものであり、かつ真実に反するものであるから自白を撤回する。

仮に組合が被告との間で被告主張のとおりの合意をしたとしても、かかる合意は 強行法規たる労基法三九条あるいは公序良俗に違反して無効であるから原告ら個々 の労働者を拘束するものでない。

#### 理 由

一 請求原因1ないし4の事実と、被告が年次有給休暇手当につき労基法三九条四項所定の健保日額による手当を支払つていることは当事者間に争いがなく、被告が従来から乗務手当、勤務手当額の算出について、年次有給休暇を出勤日数として取り扱つていないことは弁論の全趣旨により明らかである。

二 原告らは乗務手当、勤務手当の算定においても年次有給休暇の取扱いをすべき であると主張するので判断する。

年次有給休暇制度は労基法三五条の休日のほかに有給の休暇を与えて余暇を確保し、労働力の再生産をはかるとともに労働者に社会的、文化的生活を保障する時とにあり、労基法三九条四項は右目的を達成するため「平均賃金」、「所定労働時間の賃金」、「健康保険法三条に定める標準報酬に相当する金額」のいずれかを支払うべき旨定めている。しかし右手当額には、年次有給休暇手当は出勤した場合の賃金と同一の額までを保障したものでは、使用者としてははないというべきである。そして、本件における乗務手当における出勤日数の計算においても年次有給休暇の趣旨においては、右各手当の性質、内容額が前記年次有給休暇の趣旨になった。本名の取り、

# 1 乗務手当について

#### 2 勤務手当について

賞与額を定めるについて、実出勤日数により差を設けることは、原告らが主張するように一面において、労働者に出勤を奨励して年次休暇権を放棄させ、ひいては年次有給休暇制度の趣旨を没却するに至る危険性がないとはいえないが、反面賞与には報償的側面があることも否定できず、会社が実出勤日数の多い者の労働に報いるため賞与額に差を設けることが許されないわけではなく、一概に年次有給休暇制度に反し、年次有給休暇取得者を不当に差別するものとはいい難い。結局右差額が高額であつて、労働者をして年次有給休暇を取得する意思を抑制しちゆうちよさせる効果を生ぜしめる程度のものである場合には、年次有給休暇制度に反するものとして無効とすべきである。

これを本件についてみるに、原告らが本件で主張する勤務手当は、昭和五六年度 年末、昭和五七年度夏季、同年度年末、昭和五八年度夏季の四回にわたる賞与中に 含まれる手当であるが、前記当事者間に争いのない事実によるとその各賞与中には 他に基本手当、勤怠手当、奨励手当、家族手当を含んでおり、右各賞与の一人当り の支給合計額(基本手当は指導員各人の平均をとり、家族手当は世帯者を対象と し、その他の手当はいずれも支給されうる最高限度額をとつた場合)と勤務手当の 最高限度額は、それぞれ別紙賞与明細表(一)(二)欄記載のとおりとなること、 右各賞与の算定期間中の所定日数及び所定日数を全て出勤した場合とその期間内に

```
-〇日欠勤した場合とで支給される勤務手当の差額は、それぞれ同表(三)
欄記載のとおりであり、同差額の賞与合計額に対する割合は同表 (五) 欄記載のと
おりとなることが計算上明らかである。すると、年間二〇日間の年次有給休暇を有
する者が半年間に一〇日ずつ一年にすべて消化した場合を想定しても勤務手当につ
き年次有給休暇を考慮した扱いとの差額は半年間で前記賞与明細表(四)欄記載の
額であるに過ぎず、年次有給休暇日数の少ない者はその差額が更に少額となる。
して勤務手当額の割合も二、三日ごとの区分となつているため一、二日の休暇が手
当額に影響しない場合もあること、前記最大限の差額の賞与合計額に対する割合及
び勤務手当があらればめ定められたものではなく。 冬年出期ごとに常ちの一部とし
び勤務手当があらかじめ定められたものではなく、各年半期ごとに賞与の一部として協定されており、その内容についても各期ごとに異なつているものであること等
を総合して判断すると、本件勤務手当が年次有給休暇の取得を抑制する方向に作用
することが全くないとはいえず、したがつて、その差額をできるだけ少額にとどめ
ることが望ましいとしても、いまだ、被告の取扱いが年次有給休暇制度の趣旨を没却し公序良俗に反するというほど違法、不当なものであるとまでは言い難い。よつて勤務手当に関する原告らの主張も採用しない。
三 結論
 以上の次第で原告らの請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用
の負担につき民事訴訟法八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。
請求債権目録1~16(省略)
賞与目録(一)
指導員(在籍満1年以上)
  基本手当
 各人の基本給(平均183,886)×1ケ月 183,886円
  勤務手当 110,000
但し次の通り各人の出勤日数に基づく
124日~以下
1 2 5
    ~136
            85,000
    ~139
1 3 7
            90,000
140
    ~142
            95,000
           100,000
1 4 3
     ~145
           105, 000
1 4 6
     ~148
149
    ~以上 110,000
3 勤怠手当 110,000
 但し、不就労(1日は8日)1日及び遅、早、外1回につき600円減額
                                            病気
(診断書又は薬袋) 欠勤は6日目より1Hにつき300円減額する。
  奨励手当 180,000
但し次の通り各人の残業時間数に基づく
125H~以下
                  0
126
    ~129
           130,000
130
    ~133
           140,000
134
    ~137
           150,000
138
    ~141
           160,000
1 4 2
     ~145
           170,000
1 4 6
     ~以上 180,000
 家族手当
5
但し
   世帯者
        55, 000
    35, 000
独身
以上
   1~5
         638.886
賞与目録(二)
指導員(在籍満1年以上)
  基本手当
 各人の基本給(平均193,409)×1ケ月 193,409円
  勤務手当 100,000
但し次の通り各人の出勤日数に基づく
130日~以下
1 3 1
     ~133
           50,000
134
     ~136
           60,000
     ~139
           70.000
137
```

```
140 ~142
          80,000
143 ~145 90,000
    ~以上 100,000
146
3 勤怠手当 100,000
 但し、不就労(1日は8日) 1日及び遅、早、外1回につき600円減額 病気
(診断書又は薬袋) 欠勤6日目より1日につき300円減額する。
  奨励手当 180,000
但し次の通り各人の残業時間数に基づく
122H~以下
                റ
          130,000
1 2 3
    ~126
127
    ~130
          140,000
1 3 1
    ~134
          150, 000
   ~138 160, 000
135
139 ~142 170, 000
    ~以上 180,000
1 4 3
5 家族手当
但し 世帯者 40,000
   10,000
以上
   1~5
        613, 409
賞与目録(三)
指導員(在籍満1年以上)
  基本手当
 各人の基本給(平均193,409)×1ケ月 193,409円
 勤務手当 120,000
但し次の通り各人の出勤日数に基づく
124日~以下
125
    ~136
           70,000
   ~139
137
           80,000
          90, 000
100, 000
110, 000
140 ~142
1 4 3
    ~145
146
    ~148
149
    ~以上 120,000
3 勤怠手当 120,000
 但し、不就労(1日は8日) 1日及び遅、早、外1回につき600円減額 病気
(診断書又は薬袋) 欠勤は6日目より1Hにつき300円減額する。
  奨励手当 200,000
但し次の通り各人の残業時間数に基づく
125H~以下
126
   ~129
          150,000
130
    ~133
          160, 000
134
   ~137
          170,000
138 ~141
          180,000
1 4 2
    ~145
          190,000
    ~以上 200,000
146
5 家族手当
但し 世帯者 50,000
独身
   10,000
以上
   1~5
        683.409
賞与目録(四)
算定期間
     57. 11. 21~58. 5.
     58.5.20現在に基づく
算定基準
支給額 職種別に決定
支給率 満3年以上 100%
3年未満 90%
2年 "70%
欠格条項 別項のとおり
受給資格 支給日当日在籍者
支給日 別に定める
```

```
支給額(1.4.5.6.7) 651,705
1 基本手当 各人の基本給の50% 平均額96,705
  役職手当
        班長又は検定業務に携わるもの 60,000(併給はしない)
2
  年功手当
        在籍満10年以上
                    40,000
"9年6ケ月以上 20,000
(但し役職手当受給者除く)
  勤務手当 100,000
但し下記の出勤日数に基づく
130日~以下
1 3 1
            50,000
     ~132
133
    ~134
             60,000
135
     ~136
            70,000
     ~138
137
            80,000
139
    ~140
            90,000
     ~142
           100,000
141
 勤怠手当
        100,000
 但し不就労(1日は8H)1H及び遅、早、外、1回につき600円減額 病気
(診断書又は薬袋) 欠勤は6日目より1日300円減
  奨励手当 330,000
 但し下記の残業時間数に基づく
123H~以下
                  0
1 2 4
    ~126
           230,000
127
     ~129
           250, 000
130
    ~132
           270,000
    ~135
1 3 3
           290,000
136
     ~138
           310,000
139
     ~以上
          330.000
  家族手当(但し世帯者)25,000
乗務手当支給基準目録(一)
乗務手当支給基準表
新
135~以下=
           0円
                        累計
               =3,000円
136 \sim 155 = 150
156 \sim 175 = 200
               =4,000
                        = 7,000円
                        = 12, 000
176 \sim 195 = 250
               =5,000
196 \sim 215 = 300
               =6,000
                       = 18, 000
               = 7.000
216 \sim 235 = 350
                        =25,000
236~以上=400
IΒ
135~以下=
           0円
                        累計
               = 3,
136 \sim 155 = 150
                   000円
156 \sim 175 = 180
               =3,600
                        =6,600円
               =4,600
176 \sim 195 = 230
                        = 11, 200
196 \sim 215 = 260
               =5, 200
                        = 16, 400
216 \sim 235 = 300
               =6,000
                       = 22.400
236~以上=300
乗務手当支給基準目録 (二)
乗務手当新旧表
新
180~以下
            0円
           (a) 300
181~190
                   +10,000 13,000
                           17,000
191~200
           400
201~210
           500
                           22, 000
           600
211~220
                           28,000
221~230
           650
                           34, 500
231~240
           700
                           41, 500
241~250
           700
                           48,
                              500
251~260
           700
                           55. 500
```

```
旧
135~以下 0円
136~155 (a) 150 3,000
156~175 200 4,000 7,000
176~195 250 5,000 12,000
196~215 300 6,000 18,000
216~235 350 7,000 25,000
236~以上 400
(別表)
<6091-001>
```